

広島県告示第四百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県府中市栗柄町及び同市用土町地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		次図のとおり		次図のとおり	
寺奥川（三六）	土石流	寺奥川（三六）	土石流	寺奥川（三六）	土石流
戸木（四五〇a）	土石流	戸木（四五〇a）	土石流	戸木（四五〇a）	土石流
戸木（四五〇b）	土石流	戸木（四五〇b）	土石流	戸木（四五〇b）	土石流
鳴谷（四四八）	土石流	鳴谷（四四八）	土石流	鳴谷（四四八）	土石流
鳴谷（五〇二二三隣）	土石流	鳴谷（五〇二二三隣）	土石流	鳴谷（五〇二二三隣）	土石流
鳴谷（五〇二二三b）	土石流	鳴谷（五〇二二三b）	土石流	鳴谷（五〇二二三b）	土石流
鳴谷（五〇二二三a）	土石流	鳴谷（五〇二二三a）	土石流	鳴谷（五〇二二三a）	土石流
小池川（三七隣）	土石流	小池川（三七隣）	土石流	小池川（三七隣）	土石流
小池川（三七）	土石流	小池川（三七）	土石流	小池川（三七）	土石流

区域の表示及び法
 第九条第二項に
 定する土砂災害警
 戒区域等における
 土砂災害防止対策
 の推進に関する法
 律施行令（平成十
 三年政令第八十四
 号）で定める事項

四日市川) 三九b)	土石流	次の図のとおり	四日市川) 三九a)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○隣f)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○隣f)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○隣e)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○隣e)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○隣d)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○隣d)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○隣c)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○隣c)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○隣b)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○隣b)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○隣a)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○隣a)	土石流	次の図のとおり
名字川(四 ○)	土石流	次の図のとおり	名字川(四 ○)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣h)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣h)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣g)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣g)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣f)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣f)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣e)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣e)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣d)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣d)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣c)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣c)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣b)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣b)	土石流	次の図のとおり
戸木(四五 ○隣a)	土石流	次の図のとおり	戸木(四五 ○隣a)	土石流	次の図のとおり

瀬戸（八三 一六隣c）	土石流	次の図のとおり	瀬戸（八三 一六隣c）	土石流	次の図のとおり
瀬戸（八三 一六隣e）	土石流	次の図のとおり	瀬戸（八三 一六隣e）	土石流	次の図のとおり
			瀬戸（八三 一六隣b）	土石流	次の図のとおり
			ネズミ川 （三五）	土石流	次の図のとおり
四日市川 （三九h）	土石流	次の図のとおり	四日市川 （三九h）	土石流	次の図のとおり
四日市川 （三九f、三 九g）	土石流	次の図のとおり	四日市川 （三九f、三 九g）	土石流	次の図のとおり
			四日市川 （三九e）	土石流	次の図のとおり
			四日市川 （三九d）	土石流	次の図のとおり
			四日市川 （三九c）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。